

令和元年第2回御宿町議会定例会

議事日程（第1号）

令和元年6月12日（水曜日）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名人の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告について
- 日程第 4 選挙第 1号 副議長の選挙について
- 日程第 5 選任第 1号 議会運営委員会委員の補欠委員選任について
- 日程第 6 報告第 1号 御宿町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 7 報告第 2号 御宿町一般会計事故繰越し繰越計算書について
- 日程第 8 議案第 1号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 9 議案第 2号 御宿町防災行政無線屋外子局デジタル化等工事請負契約の締結について
- 日程第10 議案第 3号 備品の取得について
- 日程第11 議案第 4号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
- 日程第12 議案第 5号 工業標準化法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第13 議案第 6号 御宿町税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第 7号 御宿町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第 8号 御宿町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第 9号 御宿町給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第10号 令和元年度御宿町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第11号 令和元年度御宿町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第19 請願第 1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書

日程第20 請願第 2号 「国における2020年度教育予算拡充に関する意見書」採択に
関する請願書

本日の会議に付した事件

日程第20まで議事日程に同じ

追加日程第1 発議第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について

追加日程第2 発議第2号 国における2020年度教育予算拡充に関する意見書の提出に
ついて

出席議員（11名）

1番	瀧口 義雄 君	2番	北村 昭彦 君
3番	堀川 賢治 君	4番	大地 達夫 君
6番	貝塚 嘉軼 君	7番	伊藤 博明 君
8番	土井 茂夫 君	9番	大野 吉弘 君
10番	石井 芳清 君	11番	高橋 金幹 君
12番	滝口 一浩 君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	石田 義廣 君	教 育 長	齊藤 弥四郎 君
総務課長	大竹 伸弘 君	企画財政課長	田邊 義博 君
産業観光課長	殿岡 豊 君	教 育 課 長	金井 亜紀子 君
建設環境課長	埋田 禎久 君	税務住民課長	齋藤 浩 君
保健福祉課長	渡辺 晴久 君	会 計 室 長	岩瀬 晴美 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	吉野 信次 君	主 任 主 事	鶴岡 弓子 君
---------	---------	---------	---------

◎開会の宣告

○議長（大地達夫君） 皆さん、おはようございます。

本日、令和元年第2回定例会が招集されました。

本日の出席議員は11名です。

よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより令和元年6月招集御宿町議会第2回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議会だより編集のため、議場内の写真撮影を許可いたしました。

監査委員から例月出納検査の結果報告がありました。お手元に配付の資料によりご了承願います。

傍聴人に申し上げます。

傍聴にあたっては、傍聴規則に従い静粛をお願いいたします。

なお、携帯電話の類いは使用できませんので、電源をお切りください。

(午前10時03分)

◎会議録署名人の指名について

○議長（大地達夫君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名人の指名についてを議題といたします。

会議録署名人は、会議規則第126条の規定により議長より指名いたします。3番、堀川賢治君、5番、滝口一浩君をお願いいたします。

◎会期の決定について

○議長（大地達夫君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の日程は、あらかじめ配付した日程により本日1日限りとしたいと思います。

本日は、議長からの諸般の報告、石田町長から今定例会に提出された議案の提案理由の説明と諸般の報告、選挙第1号、選任第1号、報告第1号、第2号、議案第1号から議案第11号及び請願第1号、第2号を順次上程の上、質疑の後、採決を行い、散会いたします。

お諮りいたします。

ただいま申し上げたとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大地達夫君) 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日1日限りとし、お手元に配付した議事日程のとおりとすることに決しました。

◎諸般の報告について

○議長(大地達夫君) 日程第3、諸般の報告について。

今定例会に際し、議長の諸般の報告については、あらかじめ配付した報告書のとおりですので、ご確認ください。

続きまして、石田町長から、今定例会に提出される議案の提案理由の説明並びに諸般の報告について発言を求められていますので、これを許可いたします。

石田町長。

(町長 石田義廣君 登壇)

○町長(石田義廣君) 本日ここに、令和元年第2回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

今定例会に提案いたします案件は、繰越明許等報告2件、専決処分の承認1件、議決事件にかかわる案件2件、一部事務組合の規約改正に関する協議1件、条例改正等5件、補正予算案2件、計11議案についてご審議をいただきますが、開会に先立ちまして、各議案の提案理由及び諸般の報告について申し上げます。

まず、今定例会でご提案いたします議案の概要について説明を申し上げます。

報告第1号 御宿町一般会計繰越明許費繰越計算書については、平成30年度御宿町一般会計における繰越明許費について、別添、繰越明許費繰越計算書のとおり調製いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により本議会に報告するものでございます。

報告第2号 御宿町一般会計事故繰越し繰越計算書については、平成30年度御宿町一般会計における事故繰越しについて、別添、事故繰越し繰越計算書のとおり調製いたしましたので、地方自治法施行令第150条第3項の規定において準用する同令第146条第2項の規定により、本議会に報告するものでございます。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについては、令和元年5月27日の退職の申し出に伴い、7月7日に執行予定の御宿町長選挙の執行予算について、特に緊急を要するため議会を

招集する時間的余裕がなかったことから、令和元年5月28日に、地方自治法第179条第1項の規定により令和元年度御宿町一般会計補正予算（第1号）を専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりその承認を求めるものでございます。

補正額は、歳入歳出ともに576万9,000円を追加し、補正後の予算総額を36億7,456万9,000円とするものでございます。

議案第2号 御宿町防災行政無線屋外子局デジタル化等工事請負契約の締結については、御宿町防災行政無線屋外子局デジタル化等工事の請負契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第3号 備品の取得については、ビーチクリーナーの導入に伴い、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第4号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議については、千葉県市町村総合事務組合の組織団体である香取市東庄町病院組合が令和元年8月31日をもって解散することにより、組合の組織団体の数が減少することから、組合規約中、組合を組織する地方公共団体に関する規定及び共同処理する事務に係る共同処理する団体に関する規定について改正を行う必要があるため、千葉県市町村総合事務組合の規約の変更に関する協議について提案するものでございます。

議案第5号 工業標準化法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、工業標準化法が産業標準化法に名称を改め、日本工業規格が日本産業規格に改められたことから、関係条例について所要の規定を整理するものでございます。

議案第6号 御宿町税条例等の一部を改正する条例の制定については、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令等が公布されたことに伴い、御宿町税条例等の一部を改正するものでございます。

主な改正内容につきましては、個人住民税に係る単身児童扶養者の給与、年金の申告書記載事項の追加についての整備、軽自動車税の重課及び軽課の規定の整備、環境性能割の賦課徴収の特例の新設などについて所要の規定の整備を行うため、御宿町税条例等の一部を改正するものでございます。

議案第7号 御宿町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、地方税法

施行令の一部を改正する政令が公布され、課税限度額及び低所得者に係る軽減判定所得の見直しがされたことに伴い所要の改正を行うほか、応益割の引き下げを行うため、御宿町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

なお、本条例案につきましては、去る5月30日に国保運営協議会の審議を経ておりますので、申し添えます。

議案第8号 御宿町介護保険条例の一部を改正する条例の制定については、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（平成31年政令第118号）の施行に伴い、低所得者に対する介護保険料の軽減強化として、第1段階の軽減割合を増加するとともに、第1段階のみであった軽減対象者を第1段階から第3段階まで拡大するものでございます。また、あわせて改元に伴う元号の改正を行うものであります。

議案第9号 御宿町給水条例の一部を改正する条例の制定については、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律による消費税法の一部改正等に伴い、御宿町給水条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容は、消費税率が本年10月1日より8%から10%に引き上げられることから、水道料金等について改正するものであります。

議案第10号 令和元年度御宿町水道事業会計補正予算（案）（第1号）については、令和元年度御宿町水道事業会計第3条予算、収益的支出に449万1,000円を追加し、収益的支出の総額を3億4,592万8,000円にするものでございます。

内容といたしましては、御宿町浄水場において実施するアスベストの詳細調査とその撤去にかかわる経費を追加するものでございます。

議案第11号 令和元年度御宿町一般会計補正予算（案）（第2号）についてご説明いたします。

今回お願いいたします補正予算は、歳入歳出ともに2,428万1,000円を追加し、補正後の予算総額を36億9,885万円とするものでございます。

本補正予算では、本年10月予定の消費税引き上げに伴う消費影響緩和策としてのプレミアム付商品券事業に係る経費や、風疹の発生状況を踏まえ、国と足並みをそろえて行う風疹追加的対策事業に係る経費の予算措置を行います。このほか、教育振興活動事業や公共施設の維持管理など、緊急かつ必要性の高い事業に対して予算を配分いたしました。

なお、財源につきましては、国の補助制度及び活力あるふるさとづくり基金を活用し、なお不足する財源につきましては、純繰越金を追加して対応いたします。

ただいま申し上げました議案の詳細につきましては担当課長からご説明申し上げますので、何とぞ慎重なるご審議をいただき、ご議決を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、諸般の報告をいたします。

3月1日、定期監査を実施いたしました。

2日はおんじゅく釣りキンメ祭り、9日にはリズム体操発表会に出席いたしました。

翌日、10日には月の沙漠記念館来館者75万人を達成し、記念品を贈呈いたしました。

12日に御宿中学校卒業式、14日には布施小学校卒業式、18日に御宿小学校卒業式に出席いたしました。

20日に例月出納検査、同日、国保国吉病院組合議会定例会に出席し、22日に千葉県障害者施策推進協議会に出席いたしました。

25日にはおんじゅく認定こども園卒園式に出席し、26日、農業再生協議会、28日にはいすみ鉄道取締役会、28日にいすみ農業協同組合通常総代会に出席いたしました。

4月1日には辞令交付を行い、農業委員会議に出席、4日にはおんじゅく認定こども園入園式に出席いたしました。

6日に消防団分団長以上会議総会に出席し、8日には御宿中学校入学式、9日に御宿小学校及び布施小学校入学式に出席いたしました。

12日に中房総観光推進ネットワーク協議会総会に、17日には固定資産評価審査委員会、御宿町教育研究会総会に出席いたしました。

19日に区長会議及び青少年相談員会議に、21日には消防団統一訓練に出席しました。

22日に食生活改善会総会、商工会青年部通常部員総会に出席いたしました。

23日には例月出納検査、衛生委員会議に出席し、25日に長生郡市・夷隅郡市サーフィン競技応援連絡協議会及び「ムーンカップ in 御宿」実行委員会に出席いたしました。

26日に日本赤十字社地区・分区長会議に出席し、関東ブロックB&G地域海洋センター連絡協議会に出席いたしました。

5月8日には夷隅地区保護司会定期総会に、10日には春の交通安全運動出動式に、14日には市町村長会議に出席いたしました。

15日に千葉県B&G連絡協議会、千葉県町村会第1回役員会に出席し、17日には高山田地域保全会総会に、18日には御宿中学校春季大運動会に出席いたしました。

20日には例月出納検査、21日に社会を明るくする運動夷隅地区大会実施打合わせ会議に、また商工会通常総会に出席いたしました。

22日に夷隅地域農林振興協議会通常総会に、23日におんじゅくDE元気通常総会、24日にいすみ交通安全協会総会、25日には日本ライフセービング協会公益財団法人設立祝賀会に出席いたしました。

27日には第4回臨時会を招集させていただきました。

同日、茂原青色申告会御宿支部通常総会に、28日に五倫文庫総会、また、わかしお農業共済組合通常総代会に、29日には夷隅土地改良協会理事会・通常総会に、また御宿町観光協会通常社員総会に出席しました。

30日には高齢者スポーツ大会、千葉県町村会第1回定例会に出席いたしました。

31日にはいすみ鉄道取締役会に、また外房観光連盟役員会及び総会に出席いたしました。

以上で諸般の報告を終わります。よろしくお願いたします。

◎選挙第1号 副議長の選挙について

○議長（大地達夫君） 日程第4、選挙第1号 副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙はどのような方法で行いますか。

（「投票」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 投票という声がありましたので、投票を行います。

議場の出入り口を閉鎖してください。

（事務局が議場の出入り口の施錠を確認する。）

○議長（大地達夫君） ただいまの出席議員は11名です。

立会人は、会議規則第32条第2項の規定により議長より指名いたします。1番、瀧口義雄君、2番、北村昭彦君、3番、堀川賢治君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

（事務局が投票用紙を配付する。事務局が机と投票箱を中央へ設置する。）

○議長（大地達夫君） 念のために申し上げます。この投票は単記無記名です。投票用紙には被選挙人の氏名を記入してください。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 配付漏れなしと認めます。投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○議長（大地達夫君） 投票箱の異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。記入をお願いいたします。

（議席順に中央の投票箱へ投票。議長は最後に投票。）

○議長（大地達夫君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） なしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。

1番、瀧口義雄君、2番、北村昭彦君、3番、堀川賢治君、開票の立ち会いをお願いいたします。

（立会人3名及び議長が中央の投票箱に集まり開票の立ち会いを行う。

事務局開票）

○議長（大地達夫君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数11票、有効投票11票、無効ゼロ票です。

有効投票のうち、滝口一浩君7票、土井茂夫君4票。以上のおりでございます。

なお、この選挙の法定得票は2.75票でございます。したがって、滝口一浩君が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

（事務局 議場の出入り口の施錠を開く。）

○議長（大地達夫君） ただいま選挙により副議長に当選されました滝口一浩君が議場におられます。本席から会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

副議長に当選されました滝口一浩君を紹介いたします。一言ご挨拶をお願いいたします。

○副議長（滝口一浩君） ただいま皆様のご支持をいただきまして、はえある御宿町議会副議長を拝命いたしました。厚くお礼申し上げます。よろしく申し上げます。（拍手）

○議長（大地達夫君） 慣例によりまして、議席につきましては5番、滝口一浩君が12番の副議長席へ、5番は空席となります。

それでは、12番の席へご着席ください。

（5番 滝口一浩君 副議長席へ移動）

○議長（大地達夫君） ここで、議員協議会開催のため、暫時休憩といたします。

（午前10時25分）

○議長（大地達夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時47分）

◎選任第1号 議会運営委員会委員の補欠委員選任について

○議長（大地達夫君） 日程第5、選任第1号 議会運営委員会委員の補欠委員選任についてを議題といたします。

選任については、議会委員会条例第7条第4項の規定により議長が指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

議長より指名いたします。議会運営委員会委員に1番、瀧口義雄君を指名いたします。

◎報告第1号の上程、説明

○議長（大地達夫君） 日程第6、報告第1号 御宿町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

田邊企画財政課長より報告を求めます。

田邊企画財政課長。

○企画財政課長（田邊義博君） 平成30年度御宿町一般会計繰越明許費繰越計算書について説明いたします。

2ページの繰越明許費繰越計算書をご覧ください。

内容につきましては、平成31年第1回臨時会及び第1回定例会にて議決いただきました繰越明許費で、事業費及びその財源について繰り越し手続を行いましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものです。

それでは、事業ごとに説明させていただきます。

2款総務費、1項総務管理費の弁護士委託は、妨害排除等請求事件に係る訴訟事務に時間を要することから81万円を繰越明許費に設定したもので、平成30年度中に支出を完了した27万円を除く54万円を繰り越しました。財源は、当該事業費へ充てるために前年度から繰り越した繰越事業費充当一般財源でございます。

同じく2款総務費、2項徴税費の町税過誤納還付事業は、固定資産税の課税錯誤に対する還付金と還付加算金、計691万6,000円について、還付の事務処理に時間を要することから繰越明許費に設定したもので、平成30年度中に支出を完了した84万2,600円を除く607万3,400円を繰り越しました。財源は繰越事業費充当一般財源でございます。

6款商工費、1項商工費の町営プール起流ポンプ修繕事業は、起流ポンプの内部部品が受注生産であり、納期までに時間を要することから、234万4,000円を繰越明許費に設定したもので、平成30年度中に締結した契約額234万3,600円を繰り越しました。財源は繰越事業費充当一般財源でございます。

7款土木費、2項道路橋梁費の0202号線改良工事は、用地交渉に時間を要し、工事が年度内に終わらない見込みとなったことから繰越明許費に設定したもので、繰越明許費と同額の1,286万9,000円を繰り越しました。財源は、町債及び繰越事業費充当一般財源でございます。

9款教育費、2項小学校費の小学校エアコン設置事業及び3項中学校費の中学校エアコン設置事業は、設計業務に一定期間を要することや、その後の工事では授業に影響がないよう施工する必要があること、また、国の臨時特例交付金の制定により設置可能業者が繁忙となることが見込まれるため、繰越明許費に設定したものです。小学校エアコン設置事業で6,531万1,000円、中学校エアコン設置事業で7,464万1,000円、それぞれ繰越明許費全額を繰り越しています。財源は、国庫補助金、町債及び繰越事業費充当一般財源でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（大地達夫君） 以上で報告第1号を終了いたします。

◎報告第2号の上程、説明

○議長（大地達夫君） 日程第7、報告第2号 御宿町一般会計事故繰越し繰越計算書についてを議題といたします。

田邊企画財政課長の報告を求めます。

田邊企画財政課長。

○企画財政課長（田邊義博君） 平成30年度御宿町一般会計事故繰越し繰越計算書について説明いたします。

2ページの事故繰越し繰越計算書をご覧ください。

2款総務費、1項総務管理費の町有地補修工事でございますが、久保地先町有地整備工事について繰り越しを行ったもので、天候不良で工事に不測の日数を要し、年度内に完了しなかつ

たことから、支出負担行為額439万3,440円の全額を繰越したものです。財源は、当該事業費へ充てるために前年度から繰越した繰越事業費充当一般財源でございます。

なお、工事は4月9日に完了しております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（大地達夫君） 以上で報告第2号を終了いたします。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大地達夫君） 日程第8、議案第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

田邊企画財政課長より議案の説明を求めます。

田邊企画財政課長。

○企画財政課長（田邊義博君） 議案第1号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

本案は、地方自治法第179条第1項の規定により、令和元年5月28日に行いました令和元年度一般会計補正予算（第1号）の専決処分について、その承認を求めるものでございます。

補正予算書の1ページをご覧ください。

第1条は、歳入歳出それぞれに576万9,000円を追加し、補正後の予算総額を36億7,456万9,000円と定めるものでございます。

予算書の内容について説明いたします。

6ページをご覧ください。歳入予算でございます。

19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節繰越金の576万9,000円は、純繰越金で収支の不足に対応するため追加するものです。

以上、歳入予算に576万9,000円を追加しております。

8ページをご覧ください。歳出予算でございます。

2款総務費、4項選挙費、6目御宿町長選挙の576万9,000円は、投票管理者の報酬や事務従事者の手当、事務消耗品、ポスター掲示場の設置及び撤去、入場券の発送に係る郵便料などに要する経費であり、それぞれの経費の区分に応じて各節に計上しております。

以上、歳出予算に576万9,000円を追加しております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（大地達夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

8番、土井茂夫君。

○8番（土井茂夫君） 町長選挙に576万9,000円、結構な費用がかかるんだと思うわけです。そして今、参議院議員選挙が7月21日を予定されています。そこで、大体予想されていることがあるのに、前倒して7月7日にやるということは、町民にとってみれば、なぜ参議院選挙と一緒にできないかということをも質問を受けます。これだけの予算を単独でやっていくということ自体、少ない御宿町の予算の中では比重は大きいと思います。

そこで、なぜ7月7日に選挙をしなければならないのか。できれば町民の人は21日でいいじゃないかという意見も多くございます。それが、5月28日に辞任したからこそ7月7日が選挙だということは、50日以内にしなさいというのはそういう規定でわかります。だとしたら、もっと後に、7月21日にできるような辞任の仕方もあったんじゃないかなと思うわけです。

その辺の事情を町民の方に本当にアピールして、これしかなかったんだということ、ご理解を得るということがすごく大事なことで私は思うんですけども、その辺、実際にこうなんだからやむを得んだよという説明になろうかと思うんですけども、そういうことで広く町民に、これしかなかったということの説明願いたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（大地達夫君） 大竹総務課長。

○総務課長（大竹伸弘君） 選挙期日につきましては、選挙管理委員会のほうで決定をいただいたということでございますが、法の制度上のことについて、私のほうから説明をさせていただきますと思います。

今お話をいただきましたとおり、27日に退職の申し出があったことによりまして、28日に選挙管理委員会を開催させていただいております。この選挙の期間につきましては公職選挙法上50日以内に行うということになっておりますので、これの応当日につきましては、7月16日が応当日になります。その直前の日曜日が14日ということでございます。参議院選挙自体は、まだ選挙の日程のほうは決定はされておりませんが、今お話のありました21日ということは以前からお話はございましたけれども、そちらに合わせるには、選挙が50日以内できないことになってしまうということでもありますことから、選挙管理委員会を開催いただいて、7月7日ということで決定をいただいております。

○議長（大地達夫君） 8番、土井茂夫君。

○8番（土井茂夫君） 総務課長ね、そんなことは我々もわかるわけですよ。それはもう規定がこうであるから、これしかなかったと。それはその規定に従わざるを得ないんです。21

日は暗黙の了解だそうですよ。それは同時選挙はあるかもしれないですよ、衆参の。参議院選挙は3年ごとにやるというのは決まっているわけですから、どの国会議員の選挙区はみんな21日ということ動いていますよ。

そこで今、私が聞きたいのは、なぜ同日選挙ができなかったかということに総務課長は答えていませんよ。27日に辞任したから、28日から数えて50日が云々という話は、それは誰だって皆さん知っていますよ。なぜ7月21日にできなかった、その辺を一切、今しゃべっていないんですけれども、その核心の部分の話してもらいたいです。理解すればそれでいいわけですよ、町民の人も我々も。

以上です。

○議長（大地達夫君） 傍聴席は静粛をお願いします。

石田町長。

○町長（石田義廣君） ご案内のように、2019年度の予算について、4月、5月分を暫定予算といたしました。暫定予算の期限が5月31日ということになります。そういう中で、例えば辞任の時期を何日か、2週間、3週間ぐらいつらしたときには、当然、そのための続きの予算をやらなくちゃいけない。夏を迎える、あるいはいろんな意味で政策的経費をまた暫定で組むということは、非常に私は厳しいと、町民の皆様に非常に大きな迷惑もかかるということの中で、今、総務課長が申しあげました参議院選挙の日程も内々といいますか、ある程度の予測はされておりますが、はっきりと100%確定していないという状況もございます。そういう中での判断であります。

○議長（大地達夫君） 8番、土井茂夫君。

○8番（土井茂夫君） 暫定予算が4月、5月だよと。5月差し迫っているよと。それと海の関係があるんだよというような説明だったと思うんですけれども、暫定予算を町長専決で、仮に、14日、もう少し暫定予算を延ばしちゃえば、それで辞任すれば参議院選挙と合うわけですよ。

仮に、これは確定されてはいないんだけど、ほぼ確定だそうですよ。それで、仮にそれが8月とか何かに延びた場合は、それはごめんなさいですよ。我々は7月21日を予定していて、それで同日選挙をやろうとしたんだけど、国がもっと後にしちゃいましたよということであれば、やらざるを得ないでしょう、例えば21日で。やるかやらないかわからないって、大体やるというのは決まっているのに、想定でやってやれば576万9,000円が浮くんですよ。それはできないんですか。

暫定予算を2週間、5月31日を6月15日まで暫定予算を引っ張って、もっとつけてやって、それで暫定予算にしたよと。それで辞任すれば、7月21日にちょうど合うじゃないですか。それができない理由があるんですか。それが私、わからないんですよ。要するに暫定予算と暫定予算ですよ。そういうことだって多分、多少大変なところもあるかもしれないけれども、それでやってやれば576万9,000円が浮くんですよ。

だから、私はそこを聞きたいんです。それはできなかつたと。例えば、暫定予算をまた引き延ばすことはできないと。これこれこれで、自治法の何条何項何でできませんということであれば、法律に従うしかないですから納得しますけれども、一説によると、いろいろ私も聞いたけれども、できるということを聞いているわけですよ。それを私は聞きたいんです、その核心の部分。それを教えてください。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 2回目の暫定を組むということは、私の立場として、また町民全体の立場として、非常に町民に大きな迷惑がかかります。その判断です。それは想像以上です。そういう中の判断をさせていただいたということでございます。

○議長（大地達夫君） 3回繰り返しました。違う質問ですか。

8番、土井茂夫君。

○8番（土井茂夫君） 想像以上とかという答え方が、正直、もっと具体的に、こういうことで、例えばプールの運営が困っちゃうよとか、この部分があるのが困っちゃうよと、そういうことで話すんだったらわかるんですけども、何か曖昧な形の答え方だとわかりづらいんですよ。私はわかりづらいんですが、皆さんはわかっているのかもしれませんが、例えば、さっき言ったプールが運営できなくなる、海水浴場ができなくなる、何々ができなくなる、そのデメリットって大きいんですよというような表現だったら私も納得します。

今、表現の仕方はすごく広がった形で話しているんですが、町民の人にとってみても、私の勉強不足かもしれませんが、町民に向かって話してもらいたい。それは、具体的にこういうことで町民の方に迷惑かけちゃいます、だから暫定予算を組むのは私はしませんでしたという形であれば、理解するとは思ってますよ。

すごくオブラートで話されちゃうと私自身もわからないし、暫定予算はなかなか今までなかったと思うんですけども、具体的に町長、話したほうがいいんじゃないですか。そう言えばわかりやすいよ、町民も。しょうがないなど、576万9,000円もしょうがないなどという理解も得られると思いますけれども、もっと具体的な話、今回はいいですけども、そういう広報宣伝

したほうが、町民にわかりやすい選挙というか、無駄のない選挙だったんだということを、やむを得なかったということを広報で知らせたほうがいいと思いますけれども、私はこれ以上もう話しませんが、意見として言わせていただいて、終わりにさせていただきます。

以上です。

○議長（大地達夫君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第1号に賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（大地達夫君） 賛成多数です。

よって、議案第1号は承認することに決しました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大地達夫君） 日程第9、議案第2号 御宿町防災行政無線屋外子局デジタル化等工事請負契約の締結についてを議題といたします。

大竹総務課長より議案の説明を求めます。

大竹総務課長。

○総務課長（大竹伸弘君） それでは、議案第2号 御宿町防災行政無線屋外子局デジタル化等工事請負契約の締結についてご説明をさせていただきます。

本案は、御宿町防災行政無線屋外子局デジタル化等工事請負契約の締結につきまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、工事請負契約を締結するため、議会の議決をお願いするものでございます。

防災行政無線デジタル化事業につきましては、平成28年度に親局操作卓のデジタル化工事を行い、その際、指名競争入札を行い、本案の契約の相手方であるスイス通信システム株式会社

が落札し、工事を行っております。また、昨年度は屋外子局15局のデジタル化及び施設改修工事を同社が実施をしております。

本年度の子局16局、中継局2局の整備にあたっては、同社が親局のデジタル化整備を行っており、子局との互換性の懸念もなく確実な整備ができること、また連携するシステムの設置、保守も実施をしており、性能・機能についての責任の所在が明確となること、また、昭和62年度から当町の既存施設にかかわり、長年保守作業も行っており、町の地形や電波状況を把握しており、迅速かつ安定し、確実、正確な設備の更新が期待できることから、随意契約といたしました。

契約の金額といたしましては6,930万円、うち消費税額は630万円でございます。

契約の相手方は、千葉市中央区都町1254番地6、スイス通信システム株式会社代表取締役、平野恒次でございます。

工期につきましては、議決をいただいた日の翌日から令和2年3月19日までとしております。

説明につきましては以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（大地達夫君） ただいまの出席議員は10名です。

これより質疑に入ります。

10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

防災行政無線屋外子局デジタル化等工事請負契約の締結についてという議案ではありますが、説明については了解をいたしました。具体的な今後の流れについてただしたいというふうに思っています。

1つ、工期が令和2年3月19日までということではありますが、このデジタル化と現在使っている住宅内の子局、その互換性があるのかどうかよくわからないんですけども、今のアナログとデジタルの切りかえ、もしくはそれは併用していきながら新しい子局が、要するにデジタルの機械、住民の皆さんの、それができた段階で切りかえるのかどうかも含めて、それがどうなっているのか。多分、スムーズに切りかわるんだろうなとは思いますが、具体的にどういう手順になっているかということ、まず1回目お聞かせ願いたいと思います。

○議長（大地達夫君） 大竹総務課長。

○総務課長（大竹伸弘君） 今年度内のスケジュールというふうなお話ですか。

○10番（石井芳清君） だから、2、3です。計画があるでしょう。

○議長（大地達夫君） 大竹総務課長。

○総務課長（大竹伸弘君） 申しわけありません。

28年度からの経過ということで、先ほどご説明の中でも一部申し上げましたが、28年度にデジタル化についての親局操作卓の整備と、それから遠隔制御装置の役場の宿直室ですとか広域消防とか、そういった箇所の操作卓のデジタル化を行っております。その後、翌年度に登録メールですとかアプリですとか、そういったものに情報を送れるように、要は発信する、伝達する手段を複合化するための複数メディアのシステムを29年度に実施いたしました。昨年度は、31局の屋外子局のうち15局につきましてデジタル化をし、また、あと一部施設の補修も行ったところでございます。

今年度につきまして16局のデジタル化を行うわけですが、それとあわせて中継局を2局設置することについて、今年度で予定をしております。戸別受信機につきましては、これで屋外子局までが今年度で終わりますので、来年度に戸別受信機のデジタル化をしたいという計画で考えてございます。

それで、今現在は、アナログ波とデジタル波と両方を発信しておるような状況でございます。ですので、子局の一部はデジタルになっていますけれども、半分はアナログ波、また、戸別受信機についてもアナログで今受信をしているという状況ですので、両方を出しておるということでございます。これが完成をいたしましたら、デジタル波に切りかえるというようなことでございます。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

了解いたしました。併用型で進んでいるということで理解をいたしました。

定住も含めて、御宿は比較的新しい方々が居を構えるということも多いかと思いますが、その間、そういう住民の皆さんの宅内の子局、新規申し込みがあった場合はどうするのか。

それともう1点は、最初に子局を出してから随分たつと思うんです。大分傷んでいるということもありまして、そういうお問い合わせも私自身も受けたことがありますわけでありましてけれども、この間も、地震も大変多いわけでありましてけれども、そういう故障したといった場合はどうすればいいのかと。この辺についてご説明いただきたいと思います。

○議長（大地達夫君） 大竹総務課長。

○総務課長（大竹伸弘君） まず、住民の方々からの新規の要望ということでございますが、その際には、在庫数は7台程度新しいものは持っておりますが、ただ、今現在の条例の中では分担金をいただく規定になっておりますので、購入を希望されれば、そういった条件をお話し

させていただいて購入していただくこともありますけれども、来年度にデジタル化を控えておる観点から、例えばアプリですとかメールですとか、そういった環境でとれることもできるんですよというご案内をしながら、ご相談をさせていただいているというような状況でございます。

それから、既存の戸別受信機の修理につきましては、現在、保守契約を結んでおりまして、そうした中で、故障があった際には役場のほうにご連絡をいただいて、戸別受信機をお持ちいただければ、無償で修理をさせていただくというようなことで対応させていただいております。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 了解いたしました。

7月、8月、9月ということで、また防災訓練等もされるというふうに思いますし、防災に関する情報提供というのも日々されているというふうに思うんですが、今般のデジタル化に伴うこと、それからそれまでの途中の、今、課長から説明いただきました内容について、丁寧に住民の皆さんにも説明というか、そういう広報をやっていただきたいというふうに思います。これは要望です。

○議長（大地達夫君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

ただいまの出席議員は11名です。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第2号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（大地達夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第2号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大地達夫君） 日程第10、議案第3号 備品の取得についてを議題といたします。

埋田建設環境課長より議案の説明を求めます。

埋田建設環境課長。

○建設環境課長（埋田禎久君） 議案第3号 備品の取得についてご説明いたします。

本案につきましては、備品の取得について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

取得いたします備品はビーチクリーナー一式で、取得目的は海岸清掃のため導入しようとするものです。ビーチクリーナーの導入により、海岸清掃における効率が上がるとともに、環境美化の促進を図り、美しい砂浜の維持に努めるものでございます。

契約の目的につきましては、ビーチクリーナー一式の購入です。

契約の方法は指名競争入札です。入札を5月22日に執行し、落札者が決定し、仮契約に至っております。

契約金額につきましては1,449万9,000円、うち消費税は107万4,000円です。

契約の相手方は、埼玉県さいたま市桜区西堀5丁目2番36号、株式会社関東甲信クボタ代表取締役、大和經宜です。

納期につきましては本年9月30日です。

ビーチクリーナー一式の内容等につきましては、次ページ以降に資料として添付させていただきました。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（大地達夫君） 質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第3号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（大地達夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第3号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大地達夫君） 日程第11、議案第4号 千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉縣市町村総合事務組合同約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを議題といたします。

大竹総務課長より議案の説明を求めます。

大竹総務課長。

○総務課長（大竹伸弘君） それでは、千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉縣市町村総合事務組合同約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてご説明をさせていただきます。

千葉縣市町村総合事務組合を組織する香取市東庄町病院組合が令和元年8月31日をもって解散することに伴い、総合事務組合を組織する構成団体数の減少及び共同処理する団体に関する規定について改正を行う必要があることから、千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉縣市町村総合事務組合同約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、地方自治法第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と協議するにあたり、同法第290条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

改正の内容につきましては、新旧対照表によりご説明をさせていただきます。

新旧対照表の1ページをご覧いただきたいと思っております。

規約の第2条、組合を組織する団体を掲げる別表第1から「香取市東庄町病院組合」を削除するものでございます。

規約第3条第1項、総合事務組合の共同処理する事務及び組織団体について、第1号に掲げる事務、第3号に掲げる事務、2ページに移りまして第11号に掲げる事務について、共同処理する組織団体から「香取市東庄町病院組合」を削除するものでございます。

附則といたしまして、令和元年9月1日から施行することとするものでございます。

説明につきましては以上です。よろしくお願いたします。

○議長（大地達夫君） これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大地達夫君) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第4号に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(大地達夫君) 全員の挙手です。

よって、議案第4号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、採決

○議長(大地達夫君) 日程第12、議案第5号 工業標準化法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

大竹総務課長より議案の説明を求めます。

大竹総務課長。

○総務課長(大竹伸弘君) それでは、議案第5号 工業標準化法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてご説明をさせていただきます。

不正競争防止法等の一部を改正する法律が平成30年5月30日に公布され、その中で工業標準化法の一部が改正をされております。

今回の法改正では、標準化の対象にデータやサービス等を追加して、従来の「日本工業規格」が「日本産業規格」に改められたため、関係する条例について所要の規定の改正を行うものでございます。

新旧対照表をご覧いただきたいと思います。

まず1ページ、第1条関係でございますが、御宿町個人情報保護条例の別表備考1に規定をされている「日本工業規格」を「日本産業規格」に改めるものでございます。

続きまして、2ページ、第2条関係では、御宿町行政不服審査関係手数料条例の別表の注意書きに規定をされております「日本工業規格」を「日本産業規格」に改めるものでございます。

附則といたしまして、法律の施行と同日の令和元年7月1日から施行することとするものです。

説明につきましては以上です。よろしくお願いをいたします。

○議長（大地達夫君） これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第5号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（大地達夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第5号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大地達夫君） 日程第13、議案第6号 御宿町税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

齋藤税務住民課長より議案の説明を求めます。

齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 浩君） 議案第6号 御宿町税条例等の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、地方税法の一部改正に伴い、個人住民税に係る単身児童扶養者の給与、年金での申告記載事項の追加についての整備、軽自動車税の重課及び軽課の規定の整備、環境性能割の賦課徴収の特例の新設など、所要の規定の整備を行うため、御宿町税条例等の一部を改正するものです。

本議案は、新旧対照表により説明させていただきます。

本案につきましては、同じ条文について施行期日をたがえて改正がありますので、条立ての改正文といたしました。

新旧対照表をご覧ください。

1 ページの第 1 条関係、第36条の 2 は町民税の申告について定めていますが、新たに第 7 項として、給与等で年末調整を受けた者がする申告は、年末調整と住民税申告の所得控除の額が同額である場合、合計額のみを記載し、内訳は記載しない記載の簡素化について条文を整備し、改正前の第 7 項から第 9 項をそれぞれ第 8 項から第10項とするものです。

2 ページに続きます。

第36条の 3 の 2 は、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書について定めていますが、給与所得者の扶養控除申告書に、単身児童扶養者、離別や死別で寡婦控除を受ける単身扶養者のほかに、未婚の単身児童扶養者を控除対象とする記載事項が追加されることに伴う見出しの文言の整備を行うものです。

第36条の 3 の 3 は、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書について定めていますが、源泉徴収等を要しない公的年金を受給する者で単身児童扶養者に該当する場合は、その旨が申告書の記載事項として追加されることに伴う引用条文及び見出しの文言等の整備を行うものです。

3 ページ、第36条の 4 は町民税に係る不申告に関する過料について定めていますが、第36条の 2、町民税の申告の改正に伴い、引用条文を適正に対応させるほか、文言の整備を行うものです。

附則第15条の 2 は、軽自動車税の環境性能割の非課税について定めていますが、乗用車で2020年度基準プラス10%の車両に対しては、令和元年10月 1 日から令和 2 年 9 月30日までに取得したものに限り、環境性能割を課さないとする条文の新設整備を行うものです。

4 ページ、附則第15条の 2 の 2 は、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例について定めていますが、第15条の 2 の新設による条ずれの整備を行うほか、第 2 項は、県知事は、環境性能割の非課税及び時限的非課税の該当の判断は、国土交通大臣の認定等に基づき判断する。第 3 項、県知事は、環境性能割の税額の不足額があることを納期限後に知った場合、その原因が、不正に国土交通大臣の認定を受け、その認定の取り消しをされたことによる場合の不足額の支払い者を規定。第 4 項は、前項の規定の適用がある場合、不足額に100分の10を乗じて計算した金額を加算した金額とする条文の整備を行うものです。

5 ページ、附則第15条の 3 の 2 は、軽自動車税の環境性能割の課税免除の特例について定めていますが、県知事が自動車税の環境性能割を課さない自動車と同様の三輪以上の軽自動車には、当分の間、軽自動車税の環境性能割を課さないとする条文の整備を行うものです。

附則第15条の 6 は、軽自動車税の環境性能割の税率の特例について定めていますが、新たに

第3項に、乗用車で2020年度基準達成及びそれ以外の三輪以上の軽自動車に対しては、特定期間に取得した場合に限り、税率を2%を1%とする規定の整備を行うものです。

附則第16条は、軽自動車税の種別割の税率の特例について定めていますが、引用条文及び文言の整備を行うほか、第2項、電気自動車及び天然ガス自動車、第3項は2020年度基準プラス30%達成のガソリン軽自動車、第4項は2020年度基準プラス10%達成のガソリン軽自動車で、それぞれの三輪以上の軽自動車に対する種別割の税率は、税率を軽減する軽課、いわゆるグリーン化特例を2年間延長し、令和2年度及び令和3年度に限り、各表の右欄に掲げる金額とする規定の整備を行うものです。

7ページをご覧ください。

附則第16条の2は、軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例について定めていますが、第1項は、町長は、種別割の賦課徴収に関し、前条第2項から第4項の軽課の判断をする場合は、国土交通大臣の認定等に基づき判断する。第2項は、町長は、種別割の税額に不足額があることを納期限後に知った場合において、その原因が、不正に国土交通大臣の認定を受け、その認定の取り消しされたことによる時の不足額の支払い者を規定。第3項は、前項の規定の適用がある場合、不足額に100分の10を乗じて計算した金額を加算した金額とする条文の整備を行うものです。

8ページをご覧ください。

第2条関係ですが、第24条は個人の町民税の非課税の範囲について定めていますが、単身児童扶養者が非課税措置の対象となったことから規定の整備を行うものです。

附則第16条は、自動車税の税率の特例について定めていますが、第1条関係の同条の改正の次に、第5項、電気自動車に限り、三輪以上の軽自動車に対する種別割の税率、軽課を2年間延長し、令和4年度及び令和5年度に限り、第2項の表の右欄に掲げる金額とする規定の整備を行うものです。

9ページ、附則第16条の2は、軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例について定めていますが、前項第5項の整備に伴う引用条文の範囲を整備するものです。

10ページをご覧ください。

第3条関係ですが、平成28年条例第23号を改正するもので、附則第15条の6、軽自動車税の環境性能割の税率の特例第2項中、平成27年度基準プラス10%達成及びそれ以外の軽自動車の税率を、当分の間、3%を2%とする文言の整備をするものです。

附則第16条、軽自動車の種別割の税率の特例については、初回車両番号指定から14年を過ぎ

た場合は、税負担が重くなる重課となる日を、平成18年3月31日までに初回車両番号指定がされたとする規定の整備をするものです。

11ページをご覧ください。

第4条関係ですが、平成30年条例第14号を改正するもので、第48条、法人の町民税の申告納付について、平成30年度、資本金等が1億円超の大法人に対し、納税申告等の書類の提出について、令和2年4月1日以後に開始する事業年度より、電子申告の義務化に関する規定の整備を行いました。今回の改正では、電子申告にあたっては、インターネット障害や災害等による申告が困難な場合に、新たに第13項から第17項までの手続について、電子的提出の義務を解除する等の措置をするための規定の整備をするものです。このほか、本改正に伴う引用条文及び文言の整備を行うものです。

13ページ、改正附則第1条第4号は、本改正により、第13項から第17項の5項を加えたことによる文言の整備及び改元に伴う適用年の整備を行うものです。

14ページ、新条例の改正附則といたしまして、改正附則第1条、施行期日は、公布の日から施行する。ただし、第1号、第1条関係で改正した軽自動車税に係る改正の規定及び改正附則第4条、軽自動車税に関する経過措置中、第3条関係の改正部分以外は令和元年10月1日。第2号、第1条関係で改正した町民税に係る改正及び改正附則第2条、町民税に関する経過措置の規定は令和2年1月1日。第3号、第2条関係で改正した町民税に係る改正及び改正附則第3条の規定は令和3年1月1日。第4号、第2条関係で改正した軽自動車に係る改正の規定は令和3年4月1日とするものです。

改正附則第2条、町民税に関する経過措置について、第1項は、改正附則第1条第2号で掲げた第36条の2、申告記載事項の簡素化の改正規定は、令和2年1月1日以後に提出する令和2年度以後の年度分の町民税の申告書に適用し、同日前に申告書を提出した場合、同日以後に提出した令和元年度分までの町民税の申告については、なお従前の例によるものとするもの。第2項、第36条の3の2、給与所得に係る単身児童扶養者追記の改正規定は、令和2年1月1日以後に支出を受ける企業に対し提出する申告書について適用する。第3項、第36条の3の3、公的年金受給者に係る単身児童扶養者追記の改正規定は、令和2年1月1日以後に支払いを受ける公的年金等に対し提出する申告書について適用する。

改正附則第3条、第2条関係、第24条で単身児童扶養者が非課税措置の対象となった改正規定は、令和3年度以後の年度分の町民税の申告書に適用し、令和2年度分までの町民税の申告書については、なお従前の例によるものとする。

改正附則第4条、軽自動車税に関する経過措置について、第3条関係を除き環境性能割に関する部分は、令和元年10月1日以後に取得した三輪以上の軽自動車に対し課する軽自動車の環境性能割について適用する。第2項、令和元年10月1日改正の軽自動車税の種別割の部分は、令和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に適用する。

改正附則第5条、第2条関係、附則第16条、電気自動車等に限り軽課の特例を2年間延長する改正規定、附則第16条の2、軽自動車税の種別割の改正規定の部分は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例によるものとするものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（大地達夫君） これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第6号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（大地達夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第6号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大地達夫君） 日程第14、議案第7号 御宿町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

齋藤税務住民課長より議案の説明を求めます。

齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 浩君） 議案第7号 御宿町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

現在の保険税の算定にあたっては、国保の広域化により、市町村ごとの所得、人口、医療水準に応じた国民健康保険事業費納付金が算定され、標準的な収納率をもとに標準保険料率が県から示され、納付金を充足できるよう税率を決定しています。

本案は、制度の改正から1年が経過し、国保会計における基金残高等を勘案し、保険税の応益割の減額を行うほか、地方税法施行令等の一部を改正する政令が施行されたことから、御宿町国民健康保険税条例の一部を改正するものです。

主な内容は、御宿町の均等割額及び平等割額の金額の改正及び基礎課税額の限度額及び低所得者に係る軽減判定所得の見直しを行うものです。

改正内容につきましては、新旧対照表に沿って説明させていただきます。

1 ページ、第2条、課税額については、第2項、基礎課税額、所得割額、均等割額、平等割額の合計の限度額を3万円引き上げ、58万円を61万円とするものです。

第5条は医療分に関する部分で、国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額については、被保険者1人について1万9,000円を1万7,000円に減額するものです。

第7条の3は後期高齢者支援金等に関する部分で、国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額については、1号、それ以外の世帯1万円を8,000円と改めるものです。第2号、特定世帯は1号の2分の1、第3号、特定継続世帯は1号の4分の1軽減された額となります。

2 ページ、第9条の3は介護納付金に関する部分で、介護納付金被保険者に係る世帯別平等割額については、1世帯の額7,000円を5,000円と改めるものです。

第21条、国民健康保険税の減額、第1項については、第2条の限度額の改正に伴い、金額を58万円から61万円と改めるものです。

続いて、軽減に関する部分について、第1号は7割軽減の軽減について記載していますが、アは、医療分1人当たりの均等割額の減額される金額を、エは、後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額の減額される金額を、カは、介護納付金に係る世帯別平等割額の減額される金額を、それぞれ表記の金額に改めるものです。

3 ページ、第2号は5割軽減について記載していますが、まず5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得を、算定における被保険者数に乗すべき金額を27万5,000円から28万円とし、拡充するものです。続きまして、軽減額については、アは、医療分1人当たりの均等割額の減額される金額を、エは、後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額の減額される金額を、カは、介護納付金に係る世帯別平等割額の減額される金額を、それぞれ表記の金額に改めるものです。

4 ページに続きます第 3 号は、2 割軽減について記載していますが、まず 2 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得を、算定における被保険者の数に乗すべき金額を50万円から51万円とし、拡充するものです。続きまして軽減額については、アは、医療分 1 人当たりの均等割額の減額される金額を、エは、後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額の減額される金額を、カは、介護納付金に係る世帯別平等割額の減額される金額を、それぞれ表記の金額に改めるものです。

附則として、この条例は、公布の日から施行し、令和元年度以後の国民健康保険税に適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとするものです。

次に、お手元に、議案とは別に資料を配付させていただいておりますので、ご覧いただきたいと思います。

1 ページ目に、課税限度額の見直し内容と軽減の区分ごとの軽減判定所得の見直しの内容を現行と改正案別に整理、比較をし、二重線を引いてある箇所が改正するところとなっております。2 ページ目に、保険税率の見直し内容とモデルケースと影響額を記載しております。また、3 ページ以降に、第21条に係る医療、後期高齢者、介護それぞれの軽減すべき額及び軽減された後の課税額について、現行と改正案別に整理し、備考欄に対象条文を記してございますのでご確認ください。

なお、本改正案につきましては、去る 5 月 30 日に開催されました国保運営協議会においてご協議いただき、ご承認をいただいたことを申し添えます。

以上で、御宿町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（大地達夫君） これより質疑に入ります。

10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

国民健康保険税の条例の制定ということではありますが、今般、おおむね軽減というような内容かというふうにお聞きいたしました。これは国保加入者全世帯が軽減に今回なるのでしょうか。

○議長（大地達夫君） 齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 浩君） 今般の軽減につきましては、医療分の均等割額が一律2,000円の減額となっております。これは加入者全員が対象となりますので、今の内容ですと全員が対象となります。

それと、後期高齢者の支援と介護納付金の減額につきましては、対象が世帯となっておりますので、全員にかかわる部分は、医療費の均等割の部分が全員に該当するというところでございます。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

繰り返しお聞きしますが、負担増になる世帯は一件もないということによろしいですか。

○議長（大地達夫君） 齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 浩君） 負担増につきましては、今回、限度額が3万円引き上げされております。この中では、対象となる世帯は12世帯、影響額は33万円ほどを想定しておりますが、その世帯におきましても、加入者1人当たりについては減額の影響を受けております。あくまでも所得割等でオーバーした部分というふうに捉えております。

（発言する者あり）

○議長（大地達夫君） 齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 浩君） 申しわけございません。全世帯が軽減になるかというお問い合わせで、高くなる人がいないかというお話だったかと思いますが、限度額の引き上げによる影響で、12世帯の方については限度額を超えるような所得を有していたりするものですから、医療費分の均等割、後期高齢者、介護の減額を行いましても、なお高くなる可能性は有しております。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

今般の限度額において、12世帯の方に負担が上がる可能性があるということによろしいですか、おおむね。わかりました。

もう一つ、今般の国保税条例の改正であります。1つ確認をしたいのですが、対照表の中の1ページの5条、第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1万7,000円とするというのが改定案だというふうに思いますが、この被保険者1人の文言ですね。簡単に言いますと、赤ちゃんが1人生まれた、すると1万7,000円と。双子だと3万4,000円ということの解釈になるのでしょうか。

○議長（大地達夫君） 齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 浩君） そのとおりでございます。

○議長（大地達夫君） ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大地達夫君) 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大地達夫君) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第7号に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(大地達夫君) 全員の挙手です。

よって、議案第7号は原案のとおり可決することに決しました。

これで、13時30分まで休憩いたします。

(午前 11時53分)

○議長(大地達夫君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時35分)

◎議案第8号の上程、説明、質疑、採決

○議長(大地達夫君) 日程第15、議案第8号 御宿町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

渡辺保健福祉課長より議案の説明を求めます。

渡辺保健福祉課長。

○保健福祉課長(渡辺晴久君) それでは、議案第8号 御宿町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

本条例案は、今年10月の消費税率10%への引き上げに合わせて介護保険料の軽減を拡大するため、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令が3月に施行されたことから、介護保険条例の一部を改正するとともに、あわせて改元に伴う元号を改正するものです。

それでは、改正の内容について説明をいたします。

新旧対照表をご覧ください。

第2条第1項は、改元に伴い、平成32年度を令和2年度に改めるものです。

第2項以下の改正は、所得段階に応じて保険料の軽減を行うものです。65歳以上の第1号被保険者の介護保険料は、第2条第1項の1号から9号に所得段階に応じた9段階の保険料が定められていますが、第2項の改正は、これまでも軽減の対象となっていた所得の少ない第1号被保険者、こちらは生活保護の受給者及び世帯全員が町民税非課税で被保険者本人の年金収入等が80万円以下の方となります。現行では原則3万3,000円の保険料を2万9,700円としておりますが、改正により、令和元年度から令和2年度まで年額2万4,750円とするものです。改正により年4,950円の軽減となります。

第3項及び第4項は、これまで軽減の対象となっていなかった所得段階の保険料を軽減するため、新たに条文を加えるものです。

第3項は、第1項第2号に掲げる被保険者の保険料を軽減するものです。この項に該当する方は、世帯全員が町民税非課税で被保険者本人の年金収入額等が80万円を超え120万円以下の方となります。この段階の保険料を令和元年度から令和2年度まで年額4万1,250円とするものです。改正により年8,250円の軽減となります。

第4項は、第1項第3号に掲げる被保険者の保険料を軽減するものです。この項の該当は、世帯全員が町民税非課税で被保険者本人の課税年金収入額等が120万円を超える方となります。この段階の保険料を令和元年度から令和2年度まで年額4万7,500円とするものです。改正により年1,650円の軽減となります。

附則は、改正条文の適用日及び経過措置を定めるもので、第1項は、施行期日を公布の日とし、適用は令和元年度の介護保険料算定の基準日である平成31年4月1日からとするものです。

第2項は、本条例の規定による改正後の規定は令和元年度分の保険料から適用し、遡及等により発生した平成30年度以前の保険料については、従前の例によるものとするものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（大地達夫君） これより質疑に入ります。

10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

介護保険の低所得者の保険料の軽減の強化というご説明だったかと思うんです。ちなみに介護保険というのは、所得段階、何段階に分かれているんでしょうか。このたび3段階というんですけれども、1段階プラス2段階、3段階、どの程度の方がいらっしゃるんでしょうか。

○議長（大地達夫君） 渡辺保健福祉課長。

○保健福祉課長（渡辺晴久君） 所得段階におきましては9段階に分かれております。

それから、今回の該当する段階でございますが、こちら予算の算定のときの数字となりますが、1段階が719人、2段階が285人、3段階が234人という方たちが該当になります。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 了解いたしました。

9段階全体で、要するに介護保険全体の対象者というか、全体で何人いらっしゃるのかということと、一番聞きたいのは、なぜ低所得者だけなのかと、何で広く全員にならないのかということについて説明願います。

○議長（大地達夫君） 渡辺保健福祉課長。

○保健福祉課長（渡辺晴久君） 介護保険の9段階の方々の全員の総数については3,705人ということになります。

それから、なぜというお話でございますが、介護保険は皆さんで支え合っていくという制度になっておりまして、ある程度、所得に応じた金額で負担をしていただくという制度になっております。今回、所得の低い3段階の方について軽減ということになっておりますが、できるだけ所得の低い方に消費税、社会保障について軽減をするという国の方針でございますので、そういった中で国の政令が見直されたというふうに理解しております。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

逆に言えば、消費税というのは逆進性が高いと、裏返しの という理解になるのかなと、今の説明を受けてそのように感じたところであります。

もう1点は、消費税10%になりますが、これについても例えばの話、これをもし実施しなかったという場合については、この条例の適用とかそれほどのようになるのか、それについて確認いたします。

○議長（大地達夫君） 渡辺保健福祉課長。

○保健福祉課長（渡辺晴久君） 今回の軽減率の拡大については、法に定められました軽減率を定める介護保険法施行令の改正に合わせて行うものです。

議員おっしゃるとおり、消費税の引き上げにつきましては、今後も議論がされることも予想されているところですが、仮に引き上げ時期が変更になるようなことが国の方針としてなった場合の措置については、また同様に政令等の改正、国から何らかの政令等が示されると思いま

すので、国の動向を注視しながら、適正に対処してまいりたいというふうに考えております。

○議長（大地達夫君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第8号に賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（大地達夫君） 挙手多数です。

よって、議案第8号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大地達夫君） 日程第16、議案第9号 御宿町給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

埋田建設環境課長より議案の説明を求めます。

埋田建設環境課長。

○建設環境課長（埋田禎久君） 議案第9号 御宿町給水条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

本案は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律による消費税法の一部改正に伴い、御宿町給水条例の一部を改正するものです。

改正の内容は、消費税率が本年10月1日より8%から10%に引き上げられることから、水道料金等について改正するものであります。

それでは、改正の内容につきまして、新旧対照表によって説明させていただきますので、議案の後ろに添付してあります新旧対照表をご覧ください。

第25条につきましては料金について定めたものですが、消費税率を100分の108から100分の

110に改めるものです。

次に、第31条につきましては、給水申込納付金について定めたものですが、第2項中、消費税率を100分の108から100分の110に改めるものです。

附則といたしまして、この条例の施行期日を令和元年10月1日からとするものです。

経過措置につきましては、この条例の施行日前から継続して供給している水道の使用で、施行日から令和元年10月31日までの間に水道料金の支払いを受ける権利が確定するものに係る料金については、この条例による改正後の御宿町給水条例の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとします。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（大地達夫君） これより質疑に入ります。

10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

消費税率改定に伴う水道料金の改定の議案だというふうに理解をしておりますが、ほかの今般の議案提案の中でも、軽減だとかさまざまな対応をとっているという議案も出されておるんですが、水道の料金体系についてはそういうものはあるのでしょうか。

○議長（大地達夫君） 埋田建設環境課長。

○建設環境課長（埋田禎久君） 企業会計でございますので、特にございません。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

先般の委員会で、今般の議案に関する資料を見させていただいておりますけれども、これを見ると、経過措置として9月、10月分のみは従前のおりということぐらいですか、ということみたいですので、水道料金につきましてはこの間も、いわゆる完全従量制と申しましょうか、いわゆる高齢者の独居の方ですよね。幾ら節水しても水道料金が変わらないという中で、この辺の対応をとるべきではないかという提案を過去においても何度かさせていただいておりますし、今後、そういう内容で調整を図りたいという答弁もいただいているわけでありましてけれども、これは国の制度の変更ということもあるかもわかりませんが、純粋に負担増なんですよね。そういうものはどうなっているのか、するのかしないのか伺いたいと思います。

○議長（大地達夫君） 埋田建設環境課長。

○建設環境課長（埋田禎久君） 水道料金の件につきまして、まず郡市内の状況につきましては、御宿町といすみ市は基本水量が10立方メートル、勝浦市と大多喜町は8立方メートルとな

っております。石井議員さんのご指摘も前からいただいておりますので、現在、水道の統合に向けて協議を進めているところでありますので、その中で検討してまいりたいと考えております。

○議長（大地達夫君） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（大地達夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第9号に賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（大地達夫君） 挙手多数です。

よって、議案第9号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第10号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大地達夫君） 日程第17、議案第10号 令和元年度御宿町水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

埋田建設環境課長より議案の説明を求めます。

埋田建設環境課長。

○建設環境課長（埋田禎久君） 議案第10号 令和元年度御宿町水道事業会計補正予算（案）（第1号）についてご説明いたします。

このたび提案いたします補正予算案につきましては、御宿町浄水場において実施するアスベストの詳細調査とその撤去にかかる経費を追加するものです。

それでは、補正予算書の1ページをご覧ください。

第2条収益的支出でございますが、支出予算の第1款水道事業費用、第1項営業費用に449万1,000円を追加し、補正後の収益的支出の総額を3億4,592万8,000円とするものです。増額に伴う資金につきましては、内部留保資金にて調整いたします。

補正の内容につきまして、事項別明細書にてご説明いたしますので、3ページをお開きください。

収益的支出の1款水道事業費用、1項営業費用、1目原水及び浄水費ですが、10節修繕費で358万8,000円の追加、12節委託料で90万3,000円の追加です。浄水場内の配管室において、天井から吹きつけ材の一部が落下し、簡易調査によりアスベストが検出されたため、詳細調査の委託料と撤去に係る設計監理及び工事の費用を追加するものです。

なお、本補正予算に係るキャッシュ・フローにつきましては、4ページに計算書を添付いたしました。今回は収益的予算に係る補正であることから、1、業務活動によるキャッシュ・フローに影響があり、資金の期末残高は6億5,187万800円となる見込みです。

以上で説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（大地達夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第10号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（大地達夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第10号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第11号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大地達夫君） 日程第18、議案第11号 令和元年度御宿町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

田邊企画財政課長より議案の説明を求めます。

田邊企画財政課長。

○企画財政課長（田邊義博君） 議案第11号 令和元年度御宿町一般会計補正予算（案）（第2号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の1ページ、第1条でございますが、歳入歳出それぞれに2,428万1,000円を追加し、補正後の予算総額を36億9,885万円と定めるものでございます。

予算書の内容について説明いたします。

6ページをご覧ください。歳入予算でございます。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、1節心身障害者福祉費補助金の16万2,000円は、小学校就学前障害児発達支援利用料の無償化に伴い、障害福祉サービス管理システムの改修費を国が全額補助するものです。

3節社会福祉費補助金の1,802万円は、消費税の引き上げに際し、低所得者や子育て世代の消費に与える影響緩和策として行うプレミアムつき商品券事業の事務費及び事業費について、国が全額補助を行うものです。

3目衛生費国庫補助金、1節保健衛生費補助金の234万5,000円は、昨年7月以降の風疹の発生状況を踏まえて行う風疹追加的対策事業におけるシステム改修費等を国が補助するものです。

18款繰入金、2項基金繰入金、2目活力あるふるさとづくり基金繰入金、1節活力あるふるさとづくり基金繰入金の139万円は、今回補正予算の歳出に計上しております観光施設の維持管理経費や、子どもたちの教育環境充実のための経費の財源として追加するものです。

19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節繰越金の236万4,000円は、収支の不足に対応するため追加するものです。

以上、歳入予算に2,428万1,000円を追加しております。

8ページ、歳出予算でございます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費の1,802万円は、歳入でご説明いたしましたプレミアムつき商品券事業の経費です。

3節職員手当の20万2,000円は職員の時間外手当等、4節共済費の11万4,000円は臨時職員の社会保険料、7節賃金の84万円は臨時職員の賃金、11節需用費の47万円は消耗品費や印刷製本費、12節役務費の39万円は電話料や郵便料、13節委託料の351万6,000円は引換券の発行に伴うシステム開発や金融機関に対し行う商品券販売委託、14節使用料及び賃借料の17万8,000円は引換券発行システムの使用料、19節負担金補助及び交付金の1,231万円は、参加店の募集や商品券の作成、換金事務等、本事業の実施に係る補助金でございます。

3目心身障害者福祉費、13節委託料の16万2,000円は、歳入でご説明いたしました障害児発

達支援の利用料が無償化されることに伴う障害福祉サービス管理システムの改修費です。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費の290万1,000円は、歳入でご説明いたしました風疹追加的対策事業に係るものです。12節役務費の5万2,000円は、風疹の公的接種を受ける機会がなかった昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性に、無料で抗体検査等が受けられるクーポン券を発送するための郵便料等、13節委託料の274万9,000円は、風疹抗体検査及び予防接種の実施費用並びに健康管理システムの改修費用、20節扶助費の10万円は、クーポン券配布前に抗体検査等を自前で行った方に対する実費弁償費用でございます。

6款商工費、1項商工費、3目観光費、11節需用費の100万円は、夏の繁忙期に備え、観光トイレ等の施設整備に予算の追加をお願いするものです。

7款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費の125万6,000円は、作業用の軽トラックが故障し、走行不能となったことに伴う公用車の購入に係る予算措置です。11ページの18節備品購入費の139万円が実際に公用車の購入に係る経費で、その他の11節需用費、12節役務費、27節公課費の減額は、故障した公用車に措置した車検費用等でございます。

9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、19節負担金補助及び交付金の2万円は、外国語指導助手招致事業の各種負担金の見直しに対応するため追加するものです。

2項小学校費、1目学校管理費、13節委託料の37万円は、児童に危害を与えるおそれのあるカラスから児童を守るため、御宿小学校敷地内の立木を伐採し、営巣を防ぎ、施設の安全性を確保するものです。

3項中学校費、1目学校管理費、11節需用費の25万2,000円は、御宿中学校の給食用小荷物昇降機の定期検査において、法改正に伴う指摘を受けたことから、部品の交換を行うものです。

5項保健体育費、2目体育施設費、18節備品購入費の30万円は、B & Gのトレーニングルームに設置しているランニングマシンが故障し、修理不能であることから、新たに購入し、施設環境整備を図るものでございます。

以上、歳出予算に2,428万1,000円を追加しております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（大地達夫君） これより質疑に入ります。

10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

歳出の9ページであります。社会福祉総務費、プレミアムつき商品券事業について、詳細な説明を承りたいと思います。

○議長（大地達夫君） 渡辺保健福祉課長。

○保健福祉課長（渡辺晴久君） それでは、プレミアムつき商品券事業について説明をさせていただきます。

プレミアムつき商品券とは、商品券の販売価格に町がプレミアム分の額を補助し、一定額多い金額を商品券として使用できるものとなります。今回のプレミアムつき商品券事業は、地方消費税率の10%への引き上げが、所得の少ない方や小さな乳幼児のいる子育て世代の方の消費に与える影響を緩和することを目的とし、またあわせて、地域における消費の喚起や下支えのために、国の補助事業として実施するものです。

対象者は、住民税の非課税の方と乳幼児を持つ世帯の世帯主となります。

非課税の方については、今年度の住民税が非課税の方となりますが、住民税課税の方と生計同一の配偶者、扶養親族の方や生活保護の方は対象外となります。また、子育て世代の対象者としては、平成28年4月2日から令和元年9月30日までに生まれた子がいる世帯の世帯主の方となります。子育て世帯の対象者の場合は、生活保護の方も対象となります。

プレミアムつき商品券の概要ですが、今回のプレミアムつき商品券は、500円の商品券を10枚つづりとして1冊、こちらを4,000円で販売し、1人当たり購入できるのは5冊までとする予定です。購入の冊数は購入者の希望となりますが、一人最高5冊までということで、2万円で2万5,000円の商品券となり、最高の5冊を購入した場合は5,000円のプレミアムがつくということになります。

使える場所は、商工会等にご協力いただきながら、取扱店の募集をしまいいりたいと考えており、商品券の使用開始が消費税引き上げの10月1日からとなりますので、それまでには周知できるよう準備を進めてまいりたいと考えております。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

購入対象者でありますけれども、今ご説明にあった住民税非課税者と、それから3歳未満児の子がいる家庭ですか、これは重複可ということは、1人頭5冊ですか、10冊買えるということなんですか。重複可ということはそういうことじゃないですか。その点を確認したい。

○議長（大地達夫君） 渡辺保健福祉課長。

○保健福祉課長（渡辺晴久君） 非課税の方で、要は3歳のお子様を持つ世帯主という方が重複、両方とれるかということのご質問かと思いますが、重複の場合については、今、正確な答弁ができないので申しわけないですけれども、後で報告させていただければと思います。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

説明資料には重複可と書いてありましたので、正確な事務対応を求めたいと思います。

それから、町内の利用できる場所、町が定める町内の商品券事業参加店舗で利用するという事で、要するに全ての店舗、例えば農家の直売場だとか、あるかないかというのは別で、例えばの話ですよ。そういうところを含めて、全てのところで使えるわけではないということなんですか。

それからもう一つ、この世帯の方々というのは、なかなか生活が大変厳しいというふうに思いますので、これだけの現金を用意するというのも、そういう面では1冊ずつ買えるということもあろうかと思いますが、それで対応するのかなと思います。それから利用できる店舗と同時に、過去、こうしたものを一度やった、商品券を発行したときがあるんですけども、一部の店舗が非常に利用が多かったという実態があって、それがどうかということではないんですけども、そういうことに対する、逆に今度の地域の活性化のほうも目的の一つにあるんじゃないかなとは思いますが、そういうところはどのように考えておられるのか、それについて承りたいと思います。

それともう一つ、おつりはどうなるんですか。それについて確認したいと思います。

○議長（大地達夫君） 渡辺保健福祉課長。

○保健福祉課長（渡辺晴久君） まず最初に、おつりの話ですけども、おつりについては今回は、通常、商品券はおつりは出ませんので、おつりはないです。500円の商品券で400円購入していただいても、500円の商品券をいただくという形で、おつりは出ないことになります。そういった面も考慮しまして、今までは1,000円の商品券というようなものを発行していたところなんですけれども、500円単位のもので使いやすいようにさせていただいたところです。

それから、各店舗につきましては、平成27年度も同じようなプレミアムつき商品券を実施したところなんですけれども、このときにはおおむね90店舗の参加がございました。直売所ですか、そういったところの話になってきますと、固定したところで営業している方が、商工会に取扱いを希望していただければ、参加していただければ、町としてもありがたい形になりますので、商工会、参加者を募集する団体と協力し合いながら、1店でも多く参加していただけるように周知に努めてまいりたいと考えております。

また、一部の店舗に集中してしまうというような、その辺の対策というお話でございますが、やはりどうしても消費者の方におかれては行きやすいところ、そういったところで買ってしま

う、商品を購入するというような形にはなろうかと思えますけれども、先ほど参加する商店をいろいろ広げてというふうな形をお話しさせていただきましたが、飲食業とか理容・美容とか、前回のときもそういった方々が参加していただいていますので、そういったところでも使っていただけるように、参加店舗の周知を利用者へしてまいりたいと考えております。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

最後、これで経済効果というのはどの程度の見込みですか。これはずっとやられるんですか、消費税10%が続くと。経済効果ですね。それについて、最後、確認したいと思います。

○議長（大地達夫君） 渡辺保健福祉課長。

○保健福祉課長（渡辺晴久君） 実施の効果ということでございますが、今回のプレミアムつき商品券は、非課税の方と子育て世代の方を対象に、消費税増税による消費の影響を緩和するために、全額国の補助により実施するものになります。対象者が、前に実施した臨時福祉給付金の対象者、それから子育て世代を加えるものになりますが、臨時福祉給付金のときには直接現金を支給したところが、今回は商品券という形態になっております。メリットについても若干、臨時福祉給付金に比べると少額になることから、申請者は臨時福祉給付金のときよりも若干減るといことは予測されているところです。

弱者の消費税引き上げの影響を抑制するといった国の施策の趣旨を踏まえて、また、本町の中で使用していただければ町内の消費増にもつながることが期待できますので、具体的な実施効果というのはなかなか把握できませんが、少しでも購入していただける方が増えるように、周知を図っていきたいと考えているところです。

また、ずっと続けていくのかというお話でございますが、今回、8%から10%への消費税2%の上がったところの買い控えをある程度抑制したりとか、急激な負担増というような低所得者に対する影響というところも緩和するために国が実施するものでございますので、消費税引き上げの時期だけであると認識しておりまして、今回限りではないかなというふうに、今後、経済動向により変化することはあるかもしれませんが、今のところは今回限りであるというふうに認識しております。

それから、先ほど、重複ができるかできないかというような質問がありましたが、重複は可能です。

○議長（大地達夫君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第11号に賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（大地達夫君） 挙手多数です。

よって、議案第11号は原案のとおり可決することに決しました。

◎請願第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大地達夫君） 日程第19、請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書を議題といたします。

お諮りいたします。

請願第1号は、会議規則第92条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

よって、請願第1号は委員会の付託を省略することに決定しました。

紹介議員、北村昭彦君、登壇の上、趣旨説明をお願いします。

（2番 北村昭彦君 登壇）

○2番（北村昭彦君） 2番、北村です。議長より指示をいただきましたので、説明をさせていただきます。

請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書。

住所、千葉市中央区中央4-13-10、千葉県教育会館。

団体名、子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体千葉県連絡会。

連絡会の構成は括弧内のとおりです。

会長、齋藤晟。

紹介議員、北村昭彦。

御宿町議会議長、大地達夫様。

請願理由。

義務教育は、憲法の要請に基づき、子どもたち一人ひとりが国民として必要な基礎的資質を培うためのものです。教育の全国水準や機会均等を確保する義務教育の基盤づくりは、国の責務であり、そのために設けられたのが義務教育費国庫負担制度です。

国において、平成23年度に小学校1年生の35人以下学級が実現しました。平成24年度は、新たに小学校2年生の35人以下学級編制が可能となり、各都道府県においても、学級定員規模を縮小する措置が、都道府県単費で行われています。しかし、国民に等しく義務教育を保障するという観点からいえば、財政的に最低保障として下支えしている義務教育費国庫負担制度は必要不可欠です。この制度が廃止されたり、国の負担割合がさらに下げられたりした場合、義務教育の水準にさらに格差が生まれることは必至です。

学校の基幹職員である学校事務職員・学校栄養職員を含め、教職員の給与を義務教育費国庫負担制度から適用除外することは、「義務教育費国庫負担法」第一条に明記されている「教育の機会均等とその水準の維持向上」という目的に反するばかりでなく、財政負担を地方自治体に課し、厳しい地方財政をさらに圧迫するものです。また、義務教育の円滑な推進を阻害するおそれも出てきます。よって、私たちは義務教育費国庫負担制度の堅持を強く要望します。

貴議会におかれましては、本請願の趣旨についてご審議いただき、議決の上、政府及び関係行政官庁あてに意見書を提出していただきたくお願い申し上げます。

ご採択いただけますよう、よろしく願いいたします。

○議長（大地達夫君） 本請願に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 質疑なしと認めます。

本請願につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

請願第1号を採択することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

○議長(大地達夫君) 挙手多数です。

よって、請願第1号は採択することに決しました。

◎日程の追加について

○議長(大地達夫君) お諮りいたします。

ただいま提出者、北村昭彦君、賛成者、貝塚嘉軼君、発議第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書が提出されました。

この際、これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大地達夫君) 異議なしと認めます。

よって、発議第1号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

◎発議第1号の上程、説明、採決

○議長(大地達夫君) 発議第1号を配付しますので、しばらくお待ちください。

(意見書配付)

○議長(大地達夫君) 配付漏れありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大地達夫君) なしと認めます。

北村昭彦君、登壇の上、説明願います。

(2番 北村昭彦君 登壇)

○2番(北村昭彦君) 2番、北村です。議長より指示がございましたので、説明をさせていただきます。

発議第1号、令和元年6月12日、御宿町議会議長、大地達夫様。

提出者、御宿町議会議員、北村昭彦。賛成者、御宿町議会議員、貝塚嘉軼。

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について。

上記の議案を御宿町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出いたします。

提案理由につきましては、請願理由と同様ですので割愛させていただきます。

なお、意見書につきましては、配付いたしました資料のとおりでございます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（大地達夫君） 発議第1号を採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

よって、発議第1号を直ちに採決いたします。

発議第1号に賛成の方は挙手願ひます。

（挙手全員）

○議長（大地達夫君） 全員の挙手です。

よって、発議第1号は原案のとおり可決することに決しました。

◎請願第2号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大地達夫君） 日程第20、請願第2号 「国における2020年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書を議題といたします。

お諮りいたします。

請願第2号については、会議規則第92条第2項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

よって、請願第2号は委員会の付託を省略することに決定しました。

紹介議員、北村昭彦君、登壇の上、趣旨説明をお願ひします。

（2番 北村昭彦君 登壇）

○2番（北村昭彦君） 2番、北村です。議長より指示をいただきましたので、説明をさせていただきます。

請願第2号 「国における2020年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書。

住所、千葉市中央区中央4-13-10、千葉県教育会館。

団体名、子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体千葉県連絡会。

連絡会の構成は括弧内のとおりです。

会長、齋藤晟。

紹介議員、北村昭彦。

御宿町議会議長、大地達夫様。

請願理由。

教育は、日本の未来を担う子どもたちを心豊かに育てる使命を負っております。しかしながら、社会の変化とともに子どもたち一人ひとりを取りまく環境も変化して、教育諸課題や子どもの安全確保等の課題が山積しています。また、東日本大震災、原子力発電所の事故からの復興は未だ厳しい状況の中にあるといわざるをえません。子どもたちの健全育成をめざし豊かな教育を実現させるためには、子どもたちの教育環境の整備を一層すすめる必要があります。

そこで、以下の項目を中心に、2020年度に向けての予算の充実をはたらきかけていただきたいと考えます。

- 1、震災からの教育復興にかかわる予算の拡充を十分に図ること。
- 2、少人数学級を実現するため、公立義務教育諸学校の教職員定数を改善する計画を早期に策定、実現すること。
- 3、保護者の教育費負担を軽減するために義務教育教科書無償制度を堅持すること。
- 4、現在の経済状況を鑑み、就学援助や奨学金事業にかかわる予算をさらに拡充すること。
- 5、子どもたちが地域で活動できる総合型地域クラブの育成等、環境・条件を整備すること。
- 6、老朽校舎の改築や更衣室等の公立学校施設整備費を充実すること。
- 7、子どもの安全と充実した学習環境を保障するために、基準財政需要額の算定基準を改善し、地方交付税交付金を増額すること。

以上、昨今のさまざまな教育課題は、教育予算を十分に確保することにより解決されるものが多くあります。

貴議会におかれましては、本請願の趣旨についてご審議いただき、議決の上、政府及び関係行政庁あてに意見書を提出していただきたくお願い申し上げます。

ご採択いただけますよう、よろしく願いいたします。

○議長（大地達夫君） 本請願に質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 質疑なしと認めます。

本請願につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

請願第2号を採択することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(大地達夫君) 全員の挙手です。

よって、請願第2号は採択することに決しました。

◎日程の追加について

○議長(大地達夫君) お諮りいたします。

ただいま提出者、北村昭彦君、賛成者、貝塚嘉軼君、発議第2号 国における2020年度教育予算拡充に関する意見書が提出されました。

この際、これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大地達夫君) 異議なしと認めます。

よって、発議第2号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

◎発議第2号の上程、説明、採決

○議長(大地達夫君) 発議第2号を配付しますので、しばらくお待ちください。

(意見書配付)

○議長(大地達夫君) 配付漏れありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大地達夫君) なしと認めます。

北村昭彦君、登壇の上、説明願います。

(2番 北村昭彦君 登壇)

○2番(北村昭彦君) 2番、北村です。議長より指示をいただきましたので、説明をいたします。

発議第2号、令和元年6月12日、御宿町議会議長、大地達夫様。

提出者、御宿町議会議員、北村昭彦。賛成者、御宿町議会議員、貝塚嘉軼。

国における2020年度教育予算拡充に関する意見書の提出について。

上記の議案を御宿町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

提案理由については、請願理由と同様ですので割愛させていただきます。

なお、意見書につきましては、配付いたしました資料のとおりでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（大地達夫君） 発議第2号を採決することにご異議ありませんか。

（発言する者あり）

○議長（大地達夫君） 2番、北村昭彦君。

○2番（北村昭彦君） ただいま配付をさせていただきました意見書の案につきまして、1文字誤植がございましたので、訂正をさせていただきます。

○議長（大地達夫君） 提出書類のときに変えるそうです。

発議第2号を採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

よって、発議第2号を直ちに採決いたします。

発議第2号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（大地達夫君） 全員の挙手です。

よって、発議第2号は原案のとおり可決することに決しました。

◎閉会の宣告

○議長（大地達夫君） 以上で、本定例会の日程は全て終了いたしました。

ここで、石田町長より挨拶があります。

石田町長。

（町長 石田義廣君 登壇）

○町長（石田義廣君） 令和元年第2回定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

このたびの定例会では、2件の報告と11議案のご審議をいただきましたが、いずれもご承認、ご決定いただきまして閉会の運びとなりました。ここに厚く御礼を申し上げます。

これまで議員の皆様方には大変お世話になり、ご指導、ご協力をいただきましたことを感謝申し上げます。

梅雨に入りまして、体調など崩されないようお願いを申し上げ、閉会にあたってのご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（大地達夫君） どうもありがとうございました。

議員各位には慎重ご審議いただき、また議事運営につきましてもご協力をいただきました。
円滑な運営ができたことを厚く御礼申し上げます。

以上で令和元年御宿町議会第2回定例会を閉会いたします。

長時間にわたりご苦労さまでした。

（午後 2時25分）